

1. 事業の必要性・概要

交通騒音に係る環境基準の達成に向け、騒音の測定・評価及び対策を講じているが、未だ環境基準の達成には至っておらず、測定・評価における方法及び体制の確立を図るとともに、更なる低減対策の推進に向けた検討が必要である。

（1）新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音対策の推進

新幹線鉄道騒音については、平成23年度までに実施した測定調査の結果等を踏まえ、平成24年度より騒音の評価方法や対策効果の検証を行っているが、評価の際に支障をきたしているなどの理由から環境基準の評価指標の見直しについて検討を行う。

航空機騒音については、平成25年4月より改正施行される航空機騒音に係る環境基準での測定調査等を実施するとともに、新たな評価指標の採用による全国での環境基準の達成状況を検証すること等を通して、評価方法の改善を図る。

（2）自動車騒音・道路交通振動対策の推進

自動車騒音については、騒音規制法に基づき地方公共団体が第一号法定受託事務として自動車騒音の常時監視を行っているが、平成24年4月より、すべての都道府県・市へ権限委譲となったため、地方公共団体への支援を強化するとともに、監視結果のとりまとめ作業に必要な体制の構築を図る。

道路交通振動については、評価が現状に即していない可能性が指摘されており、適切な観測・予測等を通じ、現況に即した評価や対策の検討を行う。

（3）沿道・沿線対策の推進

道路沿道・新幹線鉄道沿線では新たな宅地開発により、後住者が増加し続け、発生源対策の区間が拡大している状況にある。平成22年度より、沿線の実態把握や自治体における土地利用対策に関する事例収集を行ってきたところであり、今後は具体策や指針策定について検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

	H24	H25	H26	H27
(1) 新幹線鉄道騒音・振動, 航空機騒音対策の推進				
○新幹線鉄道騒音・振動				
新幹線鉄道騒音・振動実態調査			→	
評価方法等の検討、対策効果の検証				→
○航空機騒音				
航空機騒音実態調査				→
新基準に係る測定・評価方法等の検討				→
(2) 自動車騒音・道路交通振動対策の推進				
○自動車騒音				
自動車騒音常時監視報告の結果解析及び地理情報の蓄積・情報提供				→
面的評価支援システムの運用・改良				→
○道路交通振動				
振動発生源特性の整理			→	
振動評価方法の検討				→
振動予測手法の検討				→
振動規制のあり方の検討				→
(3) 沿道・沿線対策の推進				
沿道・沿線対策の具体策の検討	→			
普及・推進策の検討及び指針策定		→		
対策の実施及び効果の検証				→

3. 施策の効果

現在の騒音・振動に係る評価や運用方法等について、見直しを行うことで、問題点を解消するだけでなく、今後の対策の推進を図ることができ、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。

新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進

